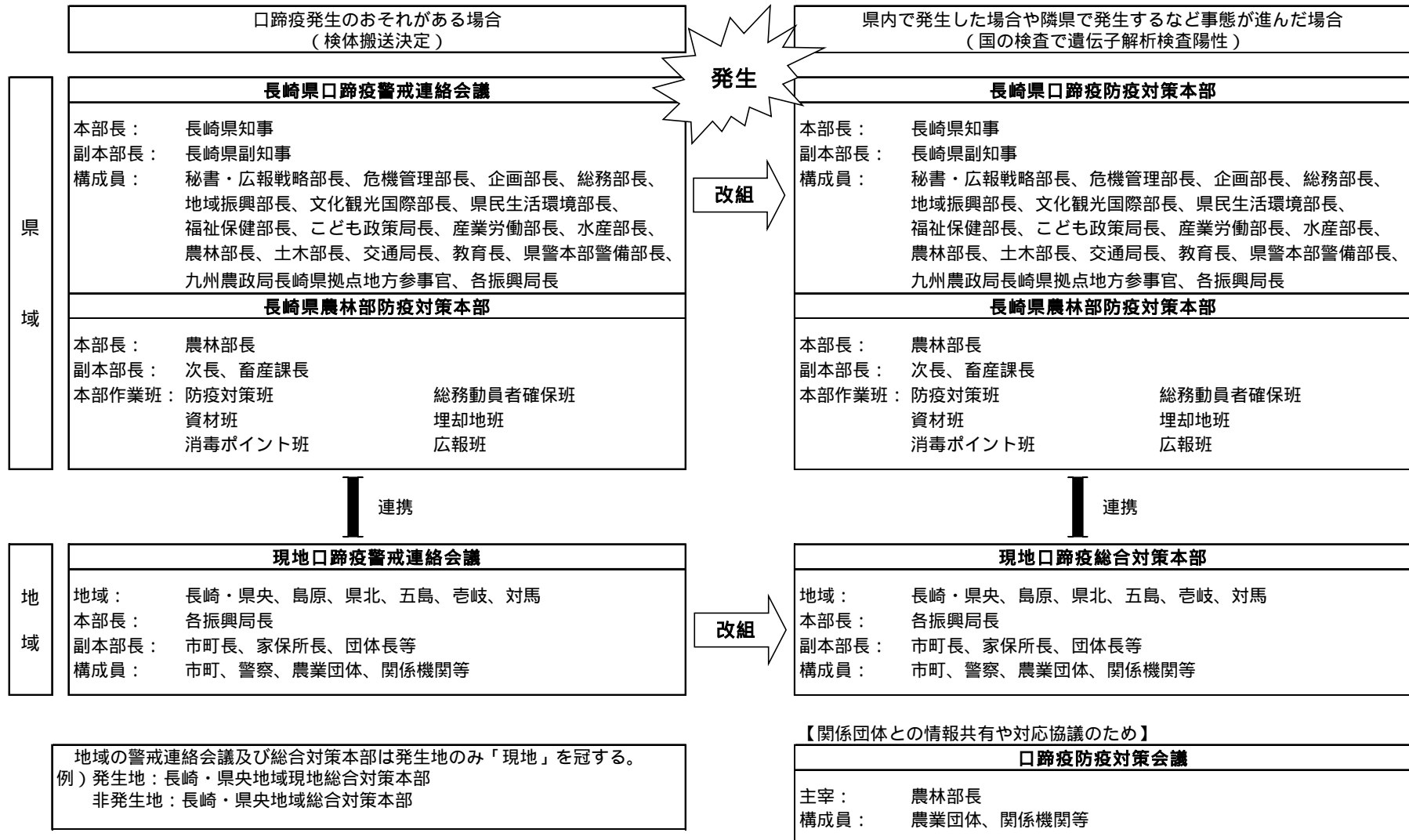


本県における組織体制及び連絡体系

1 口蹄疫発生時の危機管理体制



2 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部

(1) 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部構成員及び所掌事務

	構成員	所掌事務
本部長	知事	
副本部長	副知事（農林部担当）	
本部長	秘書・広報戦略部長	・報道等情報提供に関すること
	危機管理部長	・自衛隊の派遣調整等
	企画部長	・各部局間の調整等
	総務部長	・各部局間の調整、報道情報の提供等
	地域振興部長	・市町との連携
	文化観光国際部長	・観光客等への理解醸成による風評被害対策等
	県民生活環境部長	・食肉の安全についての風評被害対策等 ・と畜場の衛生管理等 ・発生農場の汚染物品処理等
	福祉保健部長	・防疫作業従事者の健康管理
	こども政策局長	・防疫作業従事者の健康管理
	産業労働部長	・商工関係団体等の経営対策等
	水産部長	・防疫作業従事者動員等
	農林部長	・家畜伝染病予防法に基づく防疫対策の総括
	土木部長	・道路・港湾における消毒ポイントの設置等
	交通局長	・防疫作業従事者の移動手段の確保等
	教育長	・防疫作業従事者動員等
県警本部警備部長	・移動制限措置の支援等	
九州農政局長 崎県拠点地方 参事官	・防疫作業従事者動員等	
各振興局長	・各地域における防疫対策等	
事務局	畜産課	・家畜の防疫対策に関すること ・情報の収集分析及び提供に関すること ・生産者等への支援対策に関すること

(2) 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部の役割

本部事務局は畜産課が運営し、構成員となる各課・室と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。

具体的な防疫対策の決定

現地警戒連絡会議との連絡・調整

国との連絡・調整

各制限区域・消毒ポイントの決定・告示

隣県、県関係部局、県警察本部、市町及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請

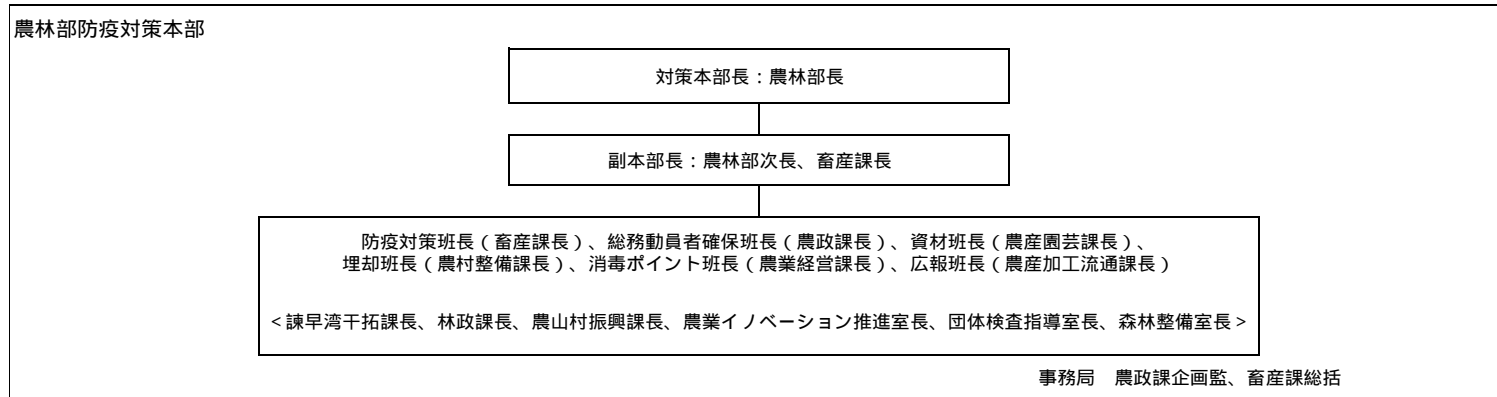
緊急防疫対策会議の開催

報道機関に対する情報提供

県民に対する情報提供、広報活動、相談受付

防疫作業従事者の派遣要請（県職員、国職員、自衛隊等）

3 長崎県農林部防疫対策本部



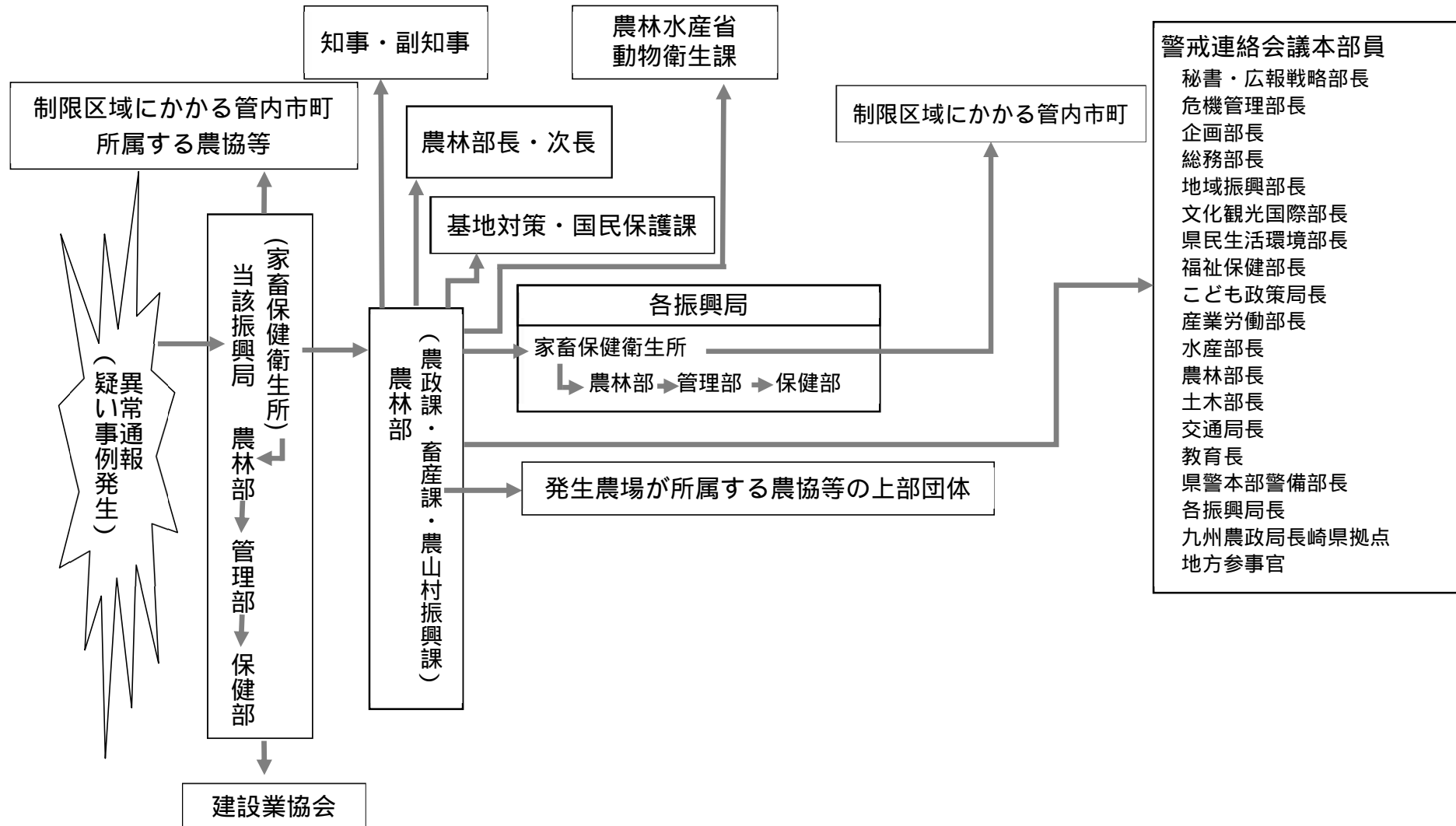
防疫対策班 （畜産課）	総務動員者確保班 （農政課・農山村振興課）	資材班 （農産園芸課、農業イノベーション推進室）	埋却班 （農村整備課）	消毒ポイント班 （農業経営課・林政課・森林整備室）	広報班 （農産加工流通課・団体検査指導室）
<p>防疫方針に関すること 現地の防疫対策に関する指示・調整・進捗管理に関すること</p> <p>農林水産省動物衛生課との連絡調整、協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限の例外措置 ・清浄性確認検査結果を受けての制限措置解除等 <p>九州各県畜産課との連絡調整 防疫対策会議の開催案内 動員要請（獣医師（県職員獣医師・県獣医師会会員獣医師） 県内の対象農場への防疫対策（消毒命令等） 県内の対象農場に対し消毒命令を行う場合の配布用消石灰の購入作業</p> <p>異常家畜通報以降の発生情報等を関係団体へ連絡 各班の支出負担行為。 県民からの相談・問い合わせ（家畜の病気関係）への対応 その他、各班の緊急支援</p>	<p>警戒連絡会議、対策本部会議、防疫対策会議に係る日程調整や設置に関すること</p> <p>異常家畜通報以降の発生情報を庁内、議員、県警へ連絡</p> <p>庁内の連絡調整 予算に関すること</p> <p>動員者の確保 本庁、各振興局の動員者の移動手段の確保 本庁動員者へスケジュール等を事前説明、点呼</p>	<p>発生地対策本部（現地対策本部）から必要資材の数量一覧を受理</p> <p>不足する資材のうち、国で備蓄している資材を農林水産省動物衛生課へ調達要請</p> <p>現地調達が必要な数量一覧を現地対策本部へ提出</p> <p>県備蓄資材の搬送 ・搬送用トラックの確保（県トラック協会へ依頼） ・トラックへの積み込み作業員（県央地区）の確保</p>	<p>埋却地情報の受理（初動防疫報告票）</p> <p>先遣隊による現地確認情報を受理（防疫対策班経由）</p> <p>埋却地掘削に関すること（現地との連絡調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の確保状況の確認 ・重機手配の調整 <p>・現地で確保できない場合は、他の対策本部から建設業協会各支部へ照会をかけてもらい、確保可能な支部を発生現地本部へ紹介する。</p>	<p>消毒ポイント設置場所情報の受理</p> <p>発生地対策本部及び半径10km圏内の他地域対策本部から移動制限、搬出制限区域の情報受理</p> <p>移動制限区域及び搬出制限区域の公示</p> <p>県境を跨って制限区域が設置される場合の、隣県との消毒ポイント設置場所調整</p> <p>消毒ポイント設置の周知文書施行</p> <p>消毒ポイント作業の外部委託事務（患畜決定2～3日後から委託）</p> <p>消毒ポイントにおける交通誘導警備業務委託（患畜決定後2～3日後から委託）</p> <p>県警及び関係部局との連絡調整</p>	<p>各種情報のHP原稿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患畜決定 ・移動制限措置 ・消毒ポイント設置 ・防疫措置完了 ・清浄性確認検査結果 ・制限措置の解除 <p>広報課との調整 定時の記者会見の調整 マスコミ各社への現地取材の自粛要請 防疫作業の画像データの撮影、提供 公表の内容について防疫対策班と事前協議</p>

4 連絡体系

異常通報（疑い事例発生）時の連絡体系

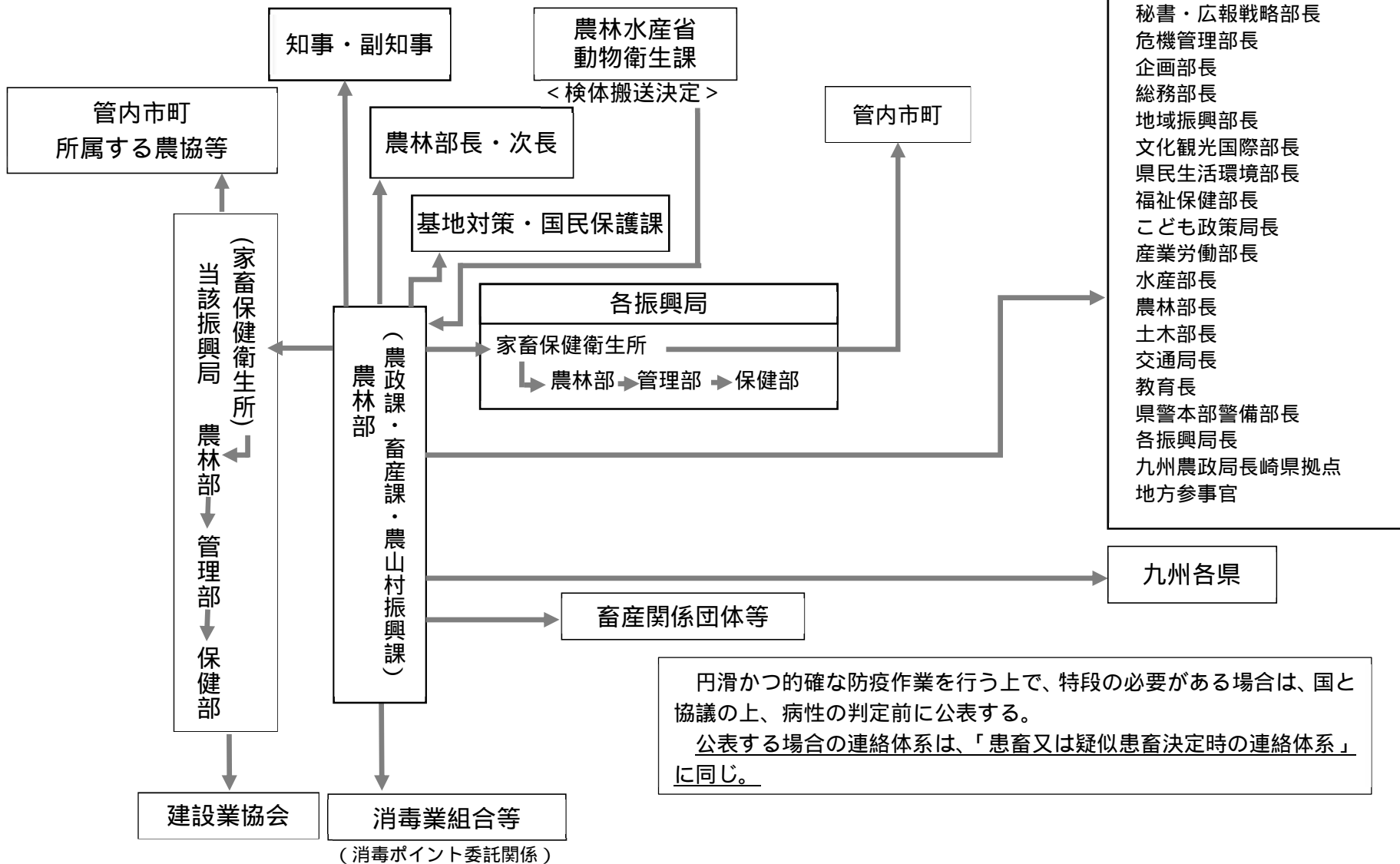
（異常通報による立入検査等で特定症状を確認した場合及び抗原検出キットで陽性を確認した場合）

疑い通報段階（情報は原則非公表）

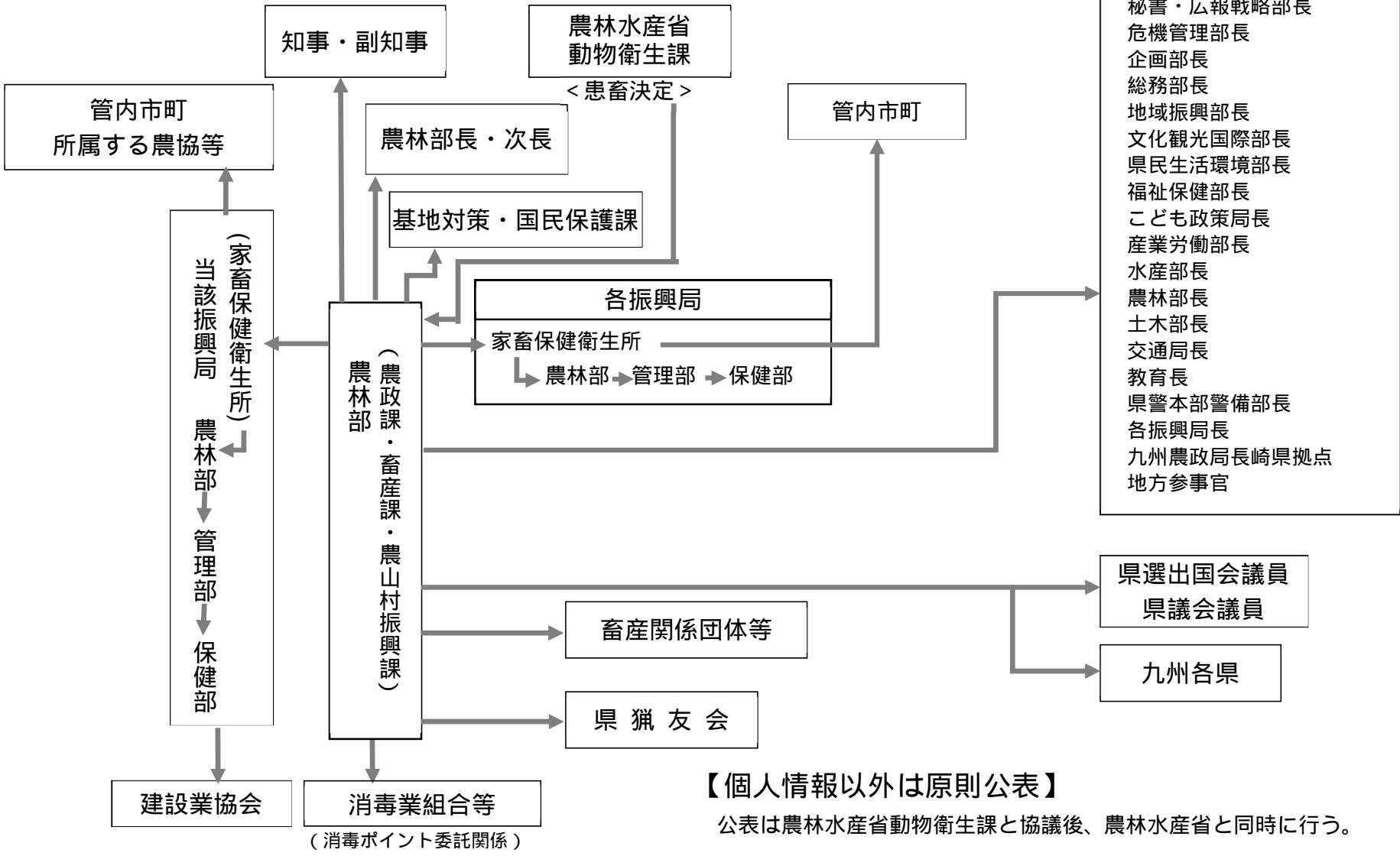


検体搬送決定時の連絡体系

【非公表】



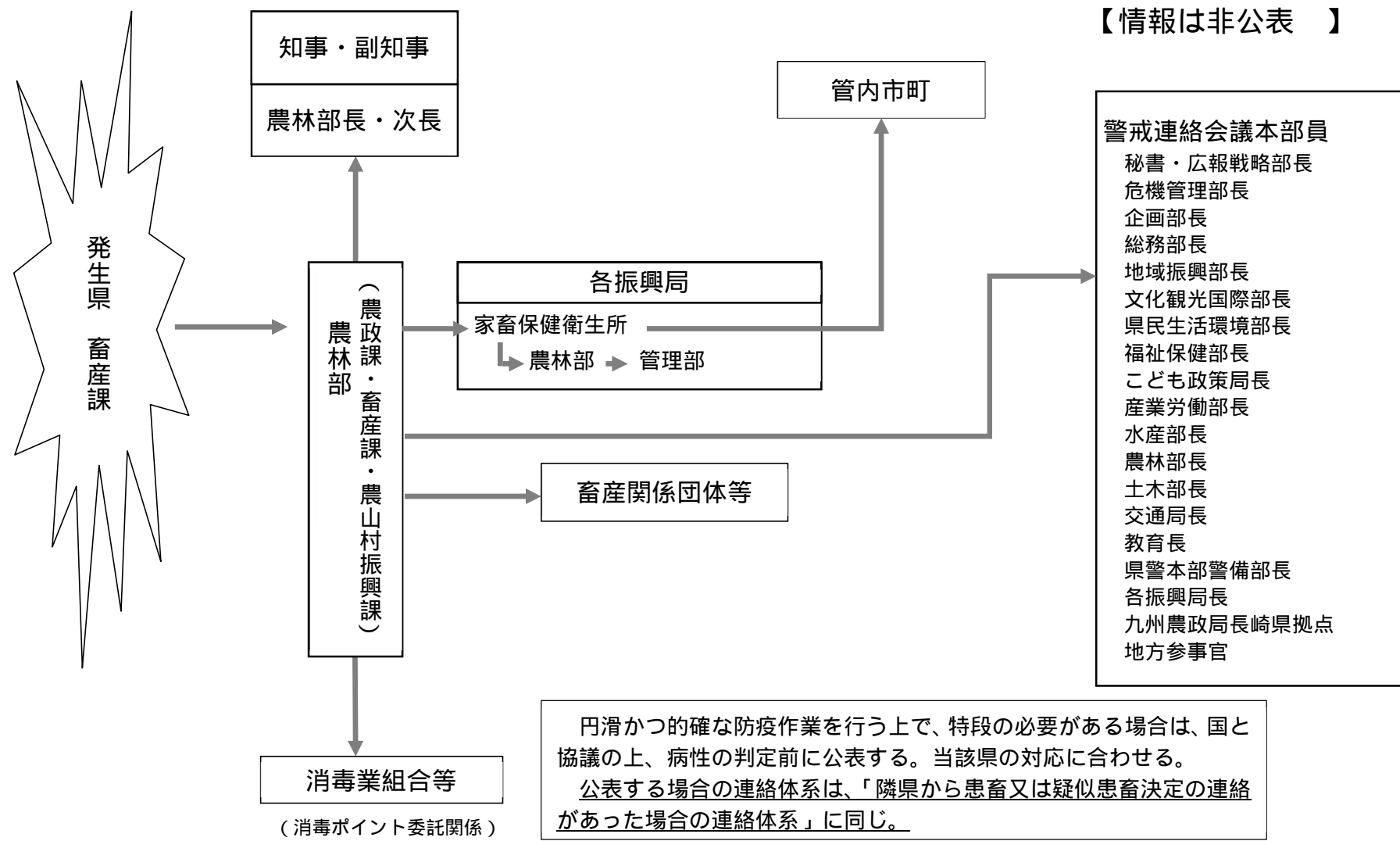
患畜又は疑似患畜決定時の連絡体系



【個人情報以外は原則公表】

公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う。

隣県から検体搬送決定の連絡があった場合の連絡体系（本県の一部が制限区域に入る場合）



隣県から患畜又は疑似患畜決定の連絡があった場合の連絡体系（本県の一部が制限区域に入る場合）

